

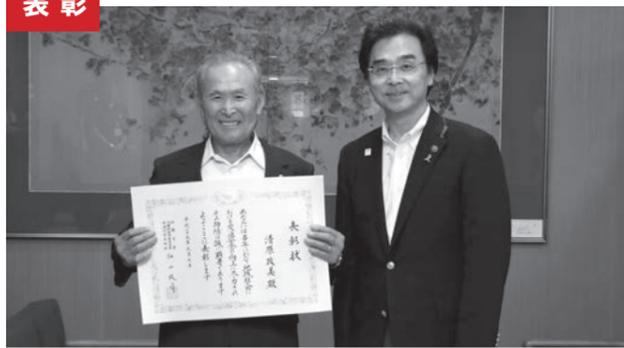
叙勲



井上 英人さん(波多)が旭日単光章 受章

元大田村議会議員の井上 英人さんが、平成29年高齢者叙勲・旭日単光章を受章されました。

表彰



清原 政美さん(大月)が交通安全功労者表彰

永年にわたり地域社会における交通安全の向上に貢献された功績が認められ、交通指導員の清原さんが、内閣府交通対策本部長から表彰状を贈られました。清原さんは、47年間、立石小学校通学路に立ち、交通安全指導に尽力しました。

表彰



九州ローカルハッピーアワード1位

九州の「しあわせ体験」を九州のみんなで選ぶコンテスト〔九州ローカルハッピーアワード2017〕団体部門で、投票により杵築市観光協会が1位を獲得しました。皆さまの応援ありがとうございました。優勝特典として、杵築市のプロモーションビデオが制作されます。

▲エントリ写真の1枚

イベント



城下町で観月祭・観月新能

10月7日・8日にかけて杵築城下町周辺で観月祭が開催され、訪れた人は幻想的な灯りや音楽演奏などを楽しみました。また、7日は「観月新能」が酢屋の坂下広場で上演。好評により会場は満席となりました。

イベント



お茶の文化と触れ合い「きつき大茶会」

「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」のプレイベントとして、10月8日に「きつき大茶会」が開催。酢屋の坂下広場にて古今東西の「喫茶」を感じさせるオリジナルの商品を集めた「きつきの茶々茶マーケット」や、手作りの茶車による1日限定の喫茶店「茶月茶館」が行われ、多くの人で賑わいました。

また、夜には中根邸で予約限定の茶会も行われ、観月祭の明かりの中、この日のために特別に用意されたお茶やお菓子がふるまわれました。

祝120周年



杵築高校が創立120周年

杵築高校が創立120周年を迎え、10月2日に記念式典・記念講演が行われました。式典には多くの学校関係者や同窓生が出席。講演では同校卒業生で医師の佐藤 裕氏が杵築の偉人について紹介しました。

「お子さんの発熱と解熱薬の使い方」



小児科部長

半田 陽祐

山香病院だより vol.121

外来で、「熱が出たら解熱剤を使う方がよいですか?」「元氣だけど熱があるので解熱剤を6時間ごとに使っています。効果が切れると熱が出ますが、大丈夫ですか?」とよく訊かれます。

この不安の大きな理由は、「熱が高いと脳にダメージがあるのでは?」ということではないでしょうか。熱中症のような特別な場合を除いて、発熱で脳がダメージを受けるような体温にはなりませんので、ご安心ください。

風邪をはじめとする感染症の発熱は、ウイルスや細菌などの病原体が出ているのではなく、体が病原体を退治するために出すものです。風邪

で40℃の熱が続いても、それが理由で脳にダメージが出ることはありません。もちろん、脳が病原体に攻撃を受ける脳炎、脳症や髄膜炎のような病気は、発熱の程度に関わらず脳がダメージを受ける可能性がありますので、けいれんや意識障害などの症状がある場合は診察や検査が必要です。

これを踏まえて、解熱薬の使い方についてお話ししましょう。

●解熱剤は熱による辛さを和らげるお薬で、病気を治すわけではありません。元氣でもとにかく熱を下げるという使い方はオススメできません。

●38・5℃(年長児は38℃以下)

一度使ったら、たとえ途中で熱が上がってきたとしても6時間は時間をあけましょう。

●普通の風邪だけでなく、インフルエンザや水ぼうそうでも、お子さん用の解熱剤は使えます。

●解熱剤で熱が下がっても意識状態が悪い、けいれんした、嘔吐が収まらないなどの症状がある場合は、病院に相談しましょう。

坐薬と飲み薬は効果に大きな差はありませんので、使いやすい方でよいでしょう。

冷えたタオルで頭を冷やしながら声をかけてあげるなどの行動はお子さんの気持ちを和ませますので、励ましながら回復を応援してあげてください。

上)を目安に、熱のせいで眠りづらい、飲食しづらい、気分が悪い、頭が痛いなどの症状があるときに、和らげるために使うのがよいでしょう。

●熱があるからといって、眠っているのに起こして使う必要はありません。ゆっくり眠らせてあげて、体力を維持しましょう。

不法投棄・ポイ捨てを撲滅しよう!

市では、不法投棄防止対策として巡回・監視パトロールや啓発看板の設置などを行っています。不法投棄があった場合は、捨てた人の手掛かりを探し出し、悪質な場合には警察とも連携して、厳しく指導を行います。

しかしながら、空き地や山林の道路脇など、人目に付かない場所へのごみの不法投棄が依然として後を絶ちません。不法投棄は景観を損ねるだけでなく、水質等の環境への影響も懸念されます。

不法投棄をすると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこれらが併科されます。法人が関わると、法人にも3億円以下の罰金が科せられます。

不法投棄を防止するには、市民の皆さんの一人ひとりの協力が必要です。ごみの不法投棄を発見した場合は、生活環境課へ連絡してください。市民全員で監視の目を光らせて、未然防止につなげましょう。ご協力をお願いします。



【連絡先】  
生活環境課  
(☎0978-62-1807)